

# こうべ森と木のプラットフォーム運営業務 特記仕様書

## 1 業務件名

こうべ森と木のプラットフォーム運営業務

## 2 委託期間

契約締結日より 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日まで（約 5 年間）

## 3 目的

2019 年から森林環境譲与税の配分が始まったことを受け、市全体の森林において森林整備を実施し、整備時に発生する木材の有効活用を促進させるとともに、これらに係る人材、産業の育成ならびに普及啓発にも取り組んでいかねばならない。

本市の森林は広葉樹林が大半を占めるため、林業従事者は少なく、林業的基盤は小さい。そこで、森林所有者が主体的に森林整備に取り組むため、国・県・市の各機関が、林業・環境・緑地保全の各分野に分かれた支援制度を設けている。しかしこれら支援制度は、採択条件が限定的であるなど、森林所有者にとって複雑な仕組みとなっており、森林所有者に対して包括的かつ一体的に支援を行う体制が必要である。

また、森林所有者が主体的に森林整備を行うためには、発生する木材が活用されていく仕組みが必要である。そのためには、市産木材の特徴を把握し、幅広い展開を検討、調整していかねばならない。

これら課題を解決するためには、川上～川下に関わる庁内部署、森林所有者、大学機関、民間のステークホルダーなど、各関係主体が連携し、それぞれの取組みを連動させていく必要がある。2019 年の譲与税配分開始に合わせ、「こうべ森と木のプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」）を構想し、2023 年 7 月から運営を本格的に開始した。

本業務では、プラットフォームを引き続き運営し、各関係主体との持続性のあるネットワークの構築や、森林所有者・民間事業者らへの継続的なサポート、ストックヤードの効果的な管理運営などを包括的かつ一体的に実践するとともに、市産木材のブランディング化など今後取り組まねばならない課題に対し、一貫性をもって実施することなどを目的とする。

## 4 プラットフォームとは

### (1) 定義

森林整備事業から森林資源の有効活用、森林整備等に関わる人材の育成、普及啓発を進めていくため、森林所有者や行政、森林整備、木材の有効活用に関わる多様な関係主体が連携し、行政と民間それぞれの取組みを連動させていくための、情報共有や実践に関わる場とする。

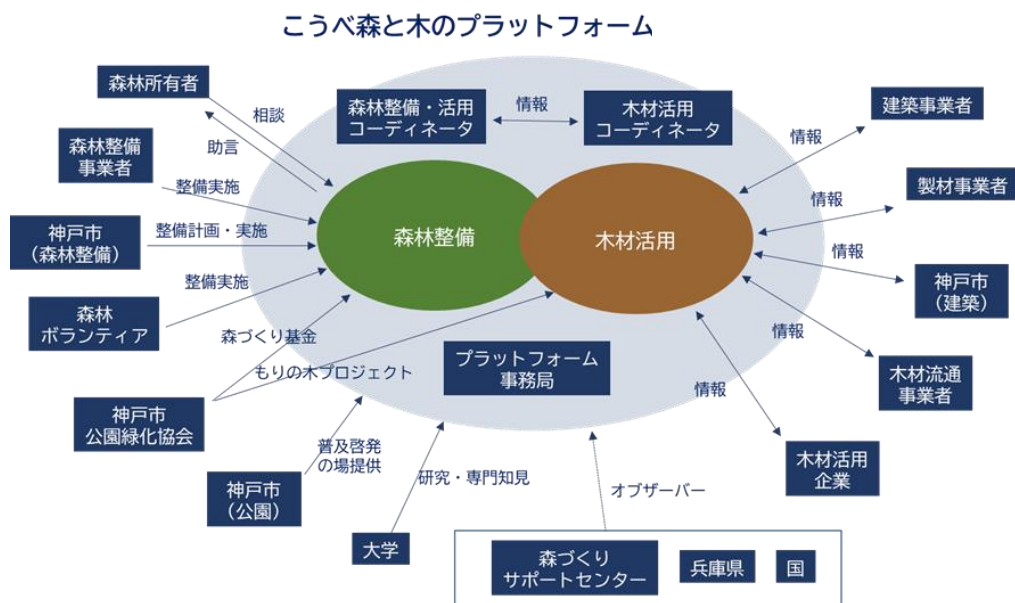


図 プラットフォーム構成イメージ

### (2) 構成員

プラットフォームは、森林整備、木材活用に関するあらゆるメンバーが情報を共有・調整する場として、原則として下記のメンバーで構成するものとする。

- 森林所有者（個人、団体、生産森林組合、企業など）
- 森林整備事業者（県下森林組合など）
- 市内木材加工・流通事業者
- 木材利用者（建築事業者、企業など）
- 大学・研究機関
- 企業（CSR としての関わりなど）
- 関係行政機関（国、兵庫県、ひょうご森づくりサポートセンターなど）
- 神戸市関連（建設局、経済観光局、建築住宅局、神戸市公園緑化協会など）
- プラットフォーム事務局（森林整備・活用コーディネータ、木材活用コーディネータ含む）

なお、プラットフォームの事務局の長や各コーディネータは、以下の通り定義する。

**【事務局の長】**

森林整備や木材活用に関する全般的な知見を有し、組織の運営を担える人材

**【森林整備・活用コーディネータ】**

森林整備や木材活用について幅広い知見を有し、多角的な視点で森林所有者や木材活用を検討する企業等に対して、助言を行う人材。

**【木材活用コーディネータ】**

建築物や木工等の川下の木材活用について幅広い知見を有し、助言を行う専門人材。

**(3) 担う役割**

プラットフォームは、森林整備及び木材活用ならびにそれらを支える人材育成や普及啓発を推進するため、以下の機能を担うものとする。

**① 関係主体間のネットワーク構築**

- ・森林整備～木材活用を展開していくために各分野のコア人材とのネットワークを広げる。
- ・行政、プラットフォーム事務局、森林整備・活用コーディネータ、木材活用コーディネータにより、各種事業に関する情報共有・調整を行うためのコアメンバー会議を適宜開催する。議題は、特に調整が必要な事項（例. 川上～川下の木材調達調整、所有者還元、民間事業者の参画方策等）とする。

**② 森林及び木材に関する情報の一元的な収集・管理・提供**

- ・森林整備、木材活用、木材需要などの情報を収集し、関係者に発信する。特に、木材の活用方法については、国県他自治体や大学機関、事業者の新技术などの情報を積極的に収集し、持続的かつ効果的な活用方法を検討し、発信する。
- ・HP や SNS、報告会、研修会などを用いた情報発信、共有化の実施。

**③ スtockヤードの管理・運営**

- ・市有地内にある木材用Stockヤードの在庫管理および運営。

**④ ワンストップ窓口としての森林所有者などの支援、専門人材の派遣によるサポート**

- ・森林林業や木材活用の既存のネットワークや知見を活用し、森林整備・活用コーディネータが森林所有者、ボランティア団体らが行う森林整備、木材活用に対して、導入可能な公的補助金制度等の紹介や行政への申請支援、事業に関するアドバイス、木材売却等（木材の需要側とのマッチング、流通・取引に係る調整含む）の支援等を行うワンストップ窓口を設ける。

**⑤ 森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整**

- ・森林整備（木材活用を見据えた選木・造材・木取りの検討等含む）や公共建築物での木材活用（市産木材の調達に係る調整等）など、行政・民間が行う事業に関する提言を行う。

- ・市産木材が行政・民間で幅広く利用されていくことを見据え、現状の課題把握を行い、その解決策の検討と実施を行う。

#### ⑥ 参画者の技術向上、人材育成

- ・プラットフォームに参画する行政、民間人材の知識や技術の向上を図る。

### (4) これまでの取組み内容

#### ① 事務局体制

- ・2023年度は、業務責任者を「事務局長」として配置し、事務局2名（事務局長含む）、森林整備・活用コーディネータ2名、木材活用コーディネータ3名の体制。

#### ② 関係主体間のネットワーク構築

- ・2023年7月に設立総会を開催。森林所有者、森林整備事業者、造園事業者、木材事業者、工務店、その他企業、大学関係者、国県市行政機関など、38団体42名が出席し、2024年1月現在、43団体（個人含む）が参画表明している。
- ・森林循環の創出を考えるための「神戸の森とまちがつながるフォーラム」を2023年8月に開催した。参加者は約100名。
- ・木材活用に関する専門会議を実施。

#### ③ 森林及び木材に関する情報の一元的な収集・管理・提供

- ・「ひょうご森づくりサポートセンター」と連携し、森林整備や木材活用等の情報を収集、関係者に発信した。

#### ④ スtockヤードの管理・運営

- ・クラウド上で管理できるシステムを導入し、保管木材の産地、伐採年月日、樹種、材積、数量を集計し入出庫管理を行っている。

#### ⑤ ワンストップ窓口としての森林所有者などの支援、専門人材の派遣によるサポート

- ・地域団体の窓口となり、森林整備要望内容の取りまとめや森林整備計画に対するアドバイスを、申請書作成支援などを実施した。
- ・私有林における公共事業で発生した木材の流通・利用の調整を行った。

#### ⑥ 森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整

- ・森林整備計画時に、森林整備・活用コーディネータが現地調査を行い、利用可能な樹種・立木の選木、木取りの検討を行うとともに、用途や材の品質管理等に関するアドバイスをを行った。
- ・公共建築物の木材利用において、木ごとの特徴を踏まえた材料選定、設計・工事のノウハウや材料確保等に関するアドバイスをを行った。

#### ⑦ 参画者の技術向上、人材育成

- ・広葉樹材活用を促進している先進地への視察を実施した（対象者：県内の行政関係者、森林林業関連事業者）。
- ・公共建築物の木材利用に関わる行政職員向けの研修会を実施した。

## 5 委託内容

### (1) プラットフォーム事務局の運営

#### ① 人員配置

- ・業務責任者（事務局長）1名、森林整備・活用コーディネータ1名以上、木材活用コーディネータ1名以上、事務局長を補佐する人員（事務局員）を最低限配置すること。

### (2) プラットフォームの運営

#### ① 関係主体間のネットワーク構築

- ・森林整備から生産、流通、木材活用を展開していくために、各分野のコア人材とのネットワークを広げ、コーディネートすること。
- ・建築物等における木材調達の仕組みづくりや所有者還元の方法等、今後特に調整を要する事項について検討するために、行政とプラットフォーム事務局、各コーディネータとの会議（コア会議）を適宜実施すること。概ね年4回とする。
- ・参画会員との情報共有、意見交換会「こうべ森と木の共創会議」を実施すること。概ね年1回とする。
- ・木材活用などプロジェクトごとに意見交換する「専門会議」を実施すること。概ね年3回とする。

#### ② 情報の一元的な収集・管理・提供

- ・森林整備、木材活用、木材需要などに関する情報を収集し、広く発信すること。また、参画会員からの情報についての発信も行うこと。情報の収集と発信においては、メール、SNSに加え、WEBサイトや報告会、研修会など、効果的な方法を検討し、かつ実施すること。共有情報の内容、共有方法および共有範囲について整理すること。
- ・森林資源の把握のために、立木の状態で木材情報（樹種、径級、位置情報など）を収集管理することについて検討、試行すること。

#### ③ スtockヤードの管理、運営

- ・ストックヤードに保管している木材の在庫管理、入出庫管理システム等を運用すること。従前から使用しているシステム以外のものを採用する場合には、本市と協議の上使用すること。また、適宜ヤード内の草刈り等を行うこと。
- ・民間所有の木材も含めた保管手法（保管費用の徴収等）について検討、調整し実施すること。なお、費用を徴収する場合は神戸市都市公園条例等関係法令上の協議が必要となる。
- ・ヤードの役割や運営方法を提案、運営すること。各年度の運営方法は単年度ごとに決定する。運営方法や必要となる資器材、ハード整備については、本市と協議すること。また、建設局公園部森林整備事務所が所管するヤードの利用検討についても市と協力して取り組むこと。
- ・受託者がヤードを使用する時間帯以外は施錠すること。

- ・ヤードにある施設及び備品の管理を行い、盗難、破壊等の犯罪行為に警戒すること。  
施設、備品の使用の対価は無償とするが、ヤード内にて使用すること。
- ④ ワンストップ窓口の実施、森林所有者等へのサポート**
- ・森林所有者や地域団体、ボランティア団体等が行う森林整備、木材活用に対して、各種支援を行うワンストップ窓口を設けること。
  - ・ワンストップ窓口として下記の業務を行うこと。年間の想定件数は20件とし、森林所有者等からプラットフォーム事務局に直接問合せがあった場合や、本市との調整の結果プラットフォーム事務局が窓口を担うとした場合に対応する。
    - 里山整備支援業務の審査資料作成等を行うこと（別紙1参照）。
    - 森林所有者等が主体的に森林整備に取り組めるよう、導入可能な公的補助金制度等の紹介や行政への申請支援、事業に関するアドバイスとそれに係る資料の作成、木材売却支援（木材の需要側とのマッチング、流通・取引に係る調整含む）など、有効的な方法を検討し実施すること。
    - 必要に応じて、本市が主催する地域説明会などに出席するものとし、私有林整備に対する所有者等の意見や要望を取りまとめる。なお、所有者等との調整により、夜間や土日に地域説明会を実施する場合がある。
- ⑤ 森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整**
- ・森林整備や公共建築物での木材活用など、行政・民間が行う事業に関する提言を行う。  
年間の想定件数は15件。
  - ・併せてそれらの事業の予定等の情報を関係者間で共有する。共有する公共事業の情報は、本市担当部局と調整して決定すること。
  - ・建築物等における木材活用においては、市産木材の調達など各課題に対する調整、助言を行うこと。
  - ・市産木材が行政・民間で幅広く利用されるとともに、市産木材への付加価値や証明のために、市産木材のブランディング方法を検討し、運用すること。その他、必要な手続きについて提案を行い、本市の承認の下実施すること。
- ⑥ 参画者の技術向上、人材育成**
- ・森林整備や木材活用に関わる行政、民間人材の育成を図る。詳細については各年度に本市に提案すること。
- ⑦ その他**
- ・本市が行う普及啓発（森林の多面的機能や森林整備事業、地域産木材の活用に関すること）や、人材育成などの事業に関して協力すること。

### (3) 運営に対する提案

- ・将来的に事務局が自立的にプラットフォームを運営していくことを見据え、財源確保などの運営手法について本市に提案し、本市の承諾を得た上で、試行実施すること。

### (4) 業務スケジュール

本業務は別紙2の業務スケジュールに基づき進めることを原則とする。

### (5) 報告と検証

#### ○報告

- ・四半期ごとに報告を行うこととし、内容は本市との協議の上決定する。ワンストップ窓口に関しては、個別案件ごとの報告を本市から指示する場合がある（里山整備支援事業などに関する事）。各年度3月末までには当該年度の実施内容を総括して報告するとともに、次年度の実施計画を2月末までに提出し、本市の承認を得ること。

#### ○検証と評価

- ・次年度の運営に向けて、各年度末に全般的な検証を行うこと。検証は、外部有識者などからの意見を聴取するなどして行うこと。検証にあたっては、追加、継続、拡大、改善などの観点から振り返り、整理すること。検証結果については、次年度の実施計画及び報告書に反映させること。

### (6) 業務の引継ぎ

受託者は、委託期間終了もしくは期間途中の契約解除により、次の受託者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供すること。使用する在庫管理システムやホームページなどに関しては、引継ぎ方法を次の受託者と協議すること。引継ぎに係る経費は、各々の責任分担で行うこと。

受託者は、委託期間終了までに必要な事項を記載した業務引き継ぎ書を作成し、次の受託者との間で速やかに業務引継ぎを行うこと。引継ぎ完了後には、完了報告を書面（任意様式）にて本市に速やかに提出すること。

## 6 打ち合わせ協議

必要に応じて、本市と受託者が打ち合わせ協議を行うものとする。

## 7 提供資料

本業務に必要な資料として、下記のを本市から貸与するが、後日確認ができるように貸与返却等を明確に記載した記録簿を作成すること。

貸与を受ける各種データについてはエラーや精度劣化を抑止するために、必要最低限以上のデータ変換等を施してはならないものとし、マスターデータが Shape ファイル形

式のもの、そのデータ構造のまま作業を行うものとする。

また、業務完了後は、速やかに貸与資料を返却するものとする。

- ① 兵庫県加古川区森林整備計画
- ② 神戸市森林整備計画
- ③ 2012～2023 年度 森林整備個所に関する GIS データ
- ④ 森林簿データ (CSV ファイル形式)
- ⑤ 森林計画図データ (shape ファイル形式)
- ⑥ 対象区域を含む地形等の GIS データ、航空写真データ
- ⑦ 2012～2023 年度 森林整備手法およびモニタリング調査業務報告書
- ⑧ 2012～2023 年度 森林リフレッシュ事業報告書
- ⑨ その他、本業務の履行に必要と判断するもの

## 8 再委託

受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が書面によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。再委託した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 9 提出書類

提出書類	提出時期	部数	備考
業務責任者届	契約締結後速やかに	1 部	
年度実施計画書	前年度 2 月末	1 部	
内訳明細書	契約締結後 14 日以内	1 部	
再委託承諾申請書	再委託する場合速やかに	1 部	
中間報告書	四半期ごと	1 部	
業務報告書	各年度末	3 部	データ含む

## 10 履行状況確認および契約解除

本市は、別紙 2 および当該年度の実施計画に基づき、各年度に履行状況を確認し、本市が指示する事項を受託者が履行しない、もしくはする見込みがないと判断できる場合には、神戸市契約規則第 38 条(3)に基づき、その当該年度末をもって契約解除とする。契約を解除した場合は、神戸市契約規則第 42 条に基づき、確認した履行部分に相当する金額を支払うこととする。ただし、支払い済みの前払金が履行部分に相当する金額を超過した場合については、その超過分を受託者は本市に速やかに返還することとする。なお、受託者の責によらない社会情勢等の事由により履行できなかった場合には、その限りではない。



## 1.1 その他

- ・契約方法は委託契約、総価契約とする。
- ・委託料は、各年度の業務の履行に必要な金額を、各年度末に検査終了後に支払う。但し、各年度の委託料のうち下記に定めた額を、受託者からの請求に基づき、前払金として支払う。なお、2024年度の委託料については、16,000,000円を上限とする。

(内訳)

支払時期	支払	支払金額
各年度当初	前金払	各年度の委託料の10分の3（1,000円未満の端数切捨て）以内の額
各年度の2分の1経過後	前金払	各年度の委託料の10分の3（1,000円未満の端数切捨て）以内の額
各年度末	出来高検査終了後に支払う	各年度の委託料から市が各年度既に支払った金額を差し引いた額

- ・業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について外部への遺漏がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を本市の許可なく、第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。なお、本市担当部局と調整した上で行う情報発信は、本項の対象外とする。
- ・業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- ・受託者は、納品する成果品について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・特別の事由がない限り、設計変更は行わない。
- ・履行期限の延長は行わない。
- ・本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定する。
- ・本契約の締結及び委託料の支払いは2024年度の神戸市一般会計予算の成立を前提とする。また、契約締結の翌年度以降における委託料の支払いについても、各年度の神戸市一般会計予算の成立を前提とする。なお、神戸市は、各年度の歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。受託者は、上記により神戸市がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を神戸市に請求することができない。
- ・契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(2024年1月作成)